

## 広島県告示第 153 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、  
公有水面埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を次のとおり認可した。

平成 23 年 2 月 24 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成 23 年 2 月 16 日

### 2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

#### (1) 名称及び所在地

幸陽船渠株式会社

広島県三原市幸崎能地二丁目 1 番 1 号

#### (2) 代表者の氏名

代表取締役 檜 垣 俊 幸

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

(第 2-2-1 工区)

三原市幸崎能地二丁目 2859 番 11, 2859 番 14 に接する無番地, 2859 番 14 及び 2859 番 14 に接する無番地の地先公有水面

#### (2) 区域

(第 2-2-1 工区)

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 広島県三原市幸崎町大字能地字内山 451 番地の国土地理院三等三角点  
「大山」（北緯 34 度 20 分 41 秒 2525, 東経 133 度 02 分 42 秒 7825,  
標高 242.26m）から 205 度 48 分 20 秒 1351.23m の地点

②の地点 ①の地点から 342 度 04 分 14 秒 78.41m の地点

③の地点 ②の地点から 252 度 03 分 15 秒 2.22m の地点

④の地点 ③の地点から 342 度 08 分 00 秒 3.79m の地点

⑤の地点 ④の地点から 71 度 59 分 04 秒 3.11m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 342 度 04 分 54 秒 25.60m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 252 度 01 分 55 秒 3.10m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 342 度 00 分 40 秒 2.96m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 61 度 00 分 18 秒 164.87m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 151 度 00 分 18 秒 9.99m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 241 度 00 分 19 秒 77.38m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 146 度 11 分 49 秒 89.77m の地点

#### (3) 面積

(第 2-2-1 工区)

11,090.39 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 21 年 9 月 7 日 広島県告示第 816 号

(平成 21 年 8 月 27 日付け指令港管第 109 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

三原市